

## 答申第4号

### 答 申

「個人情報の提供の制限の例外に関する個別事項」について、その理由や必要性等を審議した結果、当審査会の意見は下記のとおりです。

#### 記

- 1 諮問のあった事項については、妥当な内容と認められます。
- 2 付言

個人情報の取扱いについて、以下のとおり要望します。

諮問事項は島根県立の障害児（者）施設が社会福祉法人に移管されることに伴うものであるが、移管先である法人の中には「個人の情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に規定する「個人情報取扱事業者」に該当しないものがある。そのことに鑑み、「個人情報取扱事業者」と同等な個人情報の取扱いが行われるよう、条例第7条第2項に基づき、提供する個人情報の取扱い等について適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めること。

また、施設の移管後、措置の結果を確認の上、不十分な点については適宜改善を促すこと。

個人情報の提供の制限の例外に関する事項（個別事項）（条例第7条第1項第6号）

	提供する個人情報の内容	提供する理由又は必要性
さ ざ な み 学 園 ・ こ く ぶ 学 園	<p>【入所児童】 家庭の状況 障害・健康・医療の状況 生育の状況 生活習慣 行動の特徴 児童 相談所の判定・処遇方針及び支援の状況 措置経過 個別支援計画（健康、発達・行 動、日常生活、援助方針・目標、評価） ケースのまとめ</p> <p>【在宅福祉サービス利用児童】 家庭の状況 障害・健康・医療の状況 生育の状況 生活習慣 行動の特徴 来園 ・訪問相談・療育の状況 評価（社会性、 言語、身辺自立、認知、運動、知能検査、 支援目標）。</p>	<p>県立障害児・者施設の社会 福祉法人への移管は、建物 等、入所児童等及び施設の 経営を一体的に移管先法人 に移すことであり、入所児 童等の保護・支援の状況及 び授産事業の状況について 円滑に引継ぐ必要があるか ら。</p>
身 体 障 害 者 授 産 セ ン タ ー	<p>【利用者（入所者・通所者）】 入所申請書 面接の状況 障害・健康・ 医療の状況 更生訓練費受給認定書 契約 書 施設受給者証（写） 個別支援計画 工賃の評価 ケースのまとめ</p> <p>【授産事業】 製品の納入先の状況 原材料の仕入先の 状況</p>	